

第五十一号議案

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和五年十一月江戸川区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
 別表の一の表江戸川区地域自立支援協議会の項を削り、同表に次のように加える。

<p>江戸川区有地公募売却等事業予定者選定委員会</p>	<p>区有地の売却並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二條第一項、第二十三條及び第二十四條第一項に規定する借地権の設定の対象となる事業予定者の選定に関する事</p>	<p>十名以内</p>	<p>委嘱又は任命の日から選定が完了する日まで</p>
<p>江戸川区地域エネルギー事業評価委員会</p>	<p>地域エネルギー事業に係る事業パートナーの募集及び選定に関する事</p>	<p>五名</p>	<p>委嘱又は任命の日から選定が完了する日まで</p>
<p>江戸川区災害弔慰金等支給審査会</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る事項の調査審議に関する事</p>	<p>五名以内</p>	<p>二年</p>
<p>江戸川区障害福祉計画等策定委員会</p>	<p>障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項の規定に基づき作成した障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十八條第一項の規定に基づき作成した障害福祉計画及び児童福祉法第三十三條の二十第一項の規定に基づき作成した障害児福祉計画の進捗状況の検証及び改定に関する事</p>	<p>二十名以内</p>	<p>委嘱又は任命の日からその日の属する年度の翌年度の末日まで</p>

江戸川区障害者差別解消支援地域協議会

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第十八条第一項から第三項までの規定に基づく協議等に関すること。

三十名以内

委嘱又は任命の日からその日の属する年度の翌年度の末日まで

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会条例の廃止)

2 江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会条例(平成二十八年三月江戸川区条例第十八号)は、廃止する。

(説明)

令和七年度組織改正に伴い、現在設置している附属機関の設置根拠を移行するとともに、地域エネルギー事業に係る事業パートナーの募集及び選定を行うため、江戸川区地域エネルギー事業評価委員会を設置するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。